

神奈川県地域商業ブランド確立総合支援事業費補助金交付実施要領

(趣旨)

第1条 神奈川県地域商業ブランド確立総合支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条第3号に掲げる事業は、要綱に定めるほか、以下の事項に基づき実施するものとする。

(補助対象事業)

第2条 要綱第2条の2で別に定める補助対象事業の例については次のとおりとする。

- (1) 県内外への魅力発信事業
- (2) 街歩きツアーの実施
- (3) 体験工房を活用したイベントの開催
- (4) 地域資源を活用した街並みの特色づくり
- (5) その他広く県内外から誘客する事業

(補助対象経費)

第3条 要綱第2条の3に定める補助対象経費は、前条の事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

専門家謝金、専門家旅費交通費、会議費（食糧費については、コーヒー代程度とする。）会場借料、借損料、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費、什器備品費、賃金、雑務費等の事務経費、委託費、施設整備関係費、家賃、商品開発・販路開拓にかかる経費、改装費、資料作成・購入費、材料費、集計・分析費、ソフト開発費、商標権等取得経費。

なお、対象経費のうち支払の確認ができない（領収書のない）経費又は事業期間終了後に支払われた経費、商店街の販売促進のため景品・賞金に充当する経費、商店街が発行する商品券のプレミアム（上乘せ）分に充当する経費、その他知事が適当でないと認めた経費については補助対象としない。

(事業選定関係等)

第4条 要綱第4条第1項に定める選考会の構成は、別表1のとおりとする。なお、庁外構成員の任期は1年以内とし、ただし、年度を越えないものとする。

- 2 選考会に出席した庁外構成員への報酬の支給日は、選考会開催の翌月10日（この日が日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは11日（この日が祝日法による休日に当たるときは8日）、土曜日に当たるときは9日）とする。
- 3 要綱第4条第1項第2号に定める選考会の評価は、別表2に基づくものとする。また、必要に応じて、選考会に申請団体の出席を求めることができるものとする。
- 4 要綱第4条第1項第5号に定める地域商業ブランド確立総合支援事業費補助金交付申

請書（以下「申請書」という。）の提出期日は、補助金の交付を受けようとする年度の1月20日までとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 申請書の添付書類である道路占用許可書、建築確認通知書及び建築許可書等の交付が関係法令に抵触していないにもかかわらずその手続きが遅れている場合
- (2) 関係市町村等行政機関の指導により、期日までに申請書が提出できない場合
- (3) その他商業流通課長が特に認める場合

（地域商業ブランド確立検討会）

第5条 要綱第5条第4号で定める検討会は商店街団体等が自主的に設置するものとする。

- 2 検討会は、地域の活性化に関心のあるメンバーで構成し、商業者、専門家、農林漁業者、NPO等で構成するものとする。
- 3 検討会は、効果的な情報発信型ブランド確立の手法について助言を行うものとする。
- 4 検討会は、地域ブランド確立等について前項の助言を行うため、県に対して専門家の派遣を依頼するものとする。

（各種様式関係）

第6条 要綱に定めのない、補助事業遂行上必要な様式は、次のとおりとする。

- (1) 要綱第4条第1項第2号に定める市町村意見書は（様式1-2）とする。
- (2) 要綱第4条第1項第2号に定める選考会の評価に用いる調書は、地域商業ブランド確立総合支援事業計画書評価調書（様式1-3）及び神奈川県地域商業ブランド確立総合支援事業計画考査調書（様式1-4）とする。
- (3) 要綱第4条第1項第5号に定める地域商業ブランド確立総合支援事業費補助金交付申請書（様式3）の添付書類は、補助金交付申請額及び資金調達予定内訳（様式3-2）、神奈川県地域商業ブランド確立総合支援事業計画書（様式3-3）とし、その他の添付書類は別表3のとおりとする。
- (4) 要綱第7条第1項に定める地域商業ブランド確立総合支援事業費補助金に係る補助事業変更承認申請書（様式5）の添付書類は、補助金変更申請額内訳表（様式5-2）とする。また、変更承認書の様式は（様式5-3）とする。
- (5) 要綱第11条に定める神奈川県地域商業ブランド確立総合支援事業補助金に係る補助事業実績報告書（様式8）の添付書類は、補助金確定額内訳表（様式8-2）、神奈川県地域商業ブランド確立総合支援事業費補助事業報告書（様式8-3）とする。
- (6) 要綱第11条第1項に定める補助事業実績報告書を、当該年度3月31日までに提出できない場合にあっては、補助事業遂行状況報告書（様式8-4）により、当該年度3月31日までに、事業の完了について知事に報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成24年5月30日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

<地域商業ブランド確立総合支援事業選考会>

別表1

座長	庁外構成員の中から互選により1名を選出
庁外構成員	学識経験者 5名
事務局	商業流通課商業まちづくりグループ

評価項目	評価の着眼点(順不同)	評価基準
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地域や商業の現状や課題を認識しており、計画書に事業の必要性が十分に説明されているか。 ・当該地域が有する課題解決において、地域ブランド確立事業が最適な手段と考えられるか。 ・申請者はブランド確立事業を推進するにあたって課題となることを明確に捉えているか。 ・消費者ニーズに適い、当該地域のブランドとして必然性があるか。 ・県外からの誘客につながるブランドとなる可能性があるか。 	0～5
手段手法 事業体制	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を活かし、ブランド確立、集客力向上に必要・有効な手段手法であるか。 ・他地域や商店街に参考となるモデル性、独自性ある要素を有しているか。 ・事業規模は適正か、必要以上に過大な事業となっていないか。 ・一過性で終わることなく、継続可能な事業となっているか。 ・申請者の組織において、事業にあたる内部体制がとれているか。 ・主体性を持ち、意欲的に事業に取り組もうとする姿勢が見られるか。 ・実施基盤確立のために必要な、地域内の他団体等と連携が図られているか。 ・事業継続に必要となる後継者育成など、人材の発掘・育成などの観点の有しているか。 ・情報発信としての手段手法が、適切であるか。 ・中長期的なビジョンを有しているか。 ・近隣地域の中学生・高校生との連携を計画(中高生商店街応援団に該当するもの)を計画しているか。 	0～10
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・県外を含む誘客強化の目標が適切に設定がされているか。 ・地域ブランド確立に寄与し、集客力向上の効果が見込めるか。 ・地域商業への直接的な効果が期待できるか。 ・発展性が認められ、事業の見通しも適切であるか。 ・他地域への波及効果が期待できるか。 	0～5
発展性 意欲	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者にとどまらず、まちや地域全体の機運の盛り上がりを伴っているか。 ・これまでの集客力向上の取組みを活かし、ブランド確立につながる可能性を有しているか。 ・事業を通じて目指すべき地域の姿など、中長期ビジョンが描かれているか。 ・神奈川県ブランド力強化にも寄与する側面を有しているか。 ・事業を発展、継続させていけるリーダーがいるかどうか。 	0～5

申請に必要な添付書類一覧表

別表 3

	添付書類	摘要	備考
必須書類	1 当該商店街団体が事業実施を議決した総会の議事録の写し、または、それに類する書類	・補助金の交付を申請する事業の実施、補助金の交付の申請に関すること等について決議している書類、または、そのことが確認できる書類 ※事業費や、借り入れをする場合は返済計画まで話し合われていることが必要	総会資料、規約、会員名簿など申請書に添付する資料については原本証明願います。
	2 事業計画図、カタログ、仕様書及び配置図	・位置図、見取図、設計の概要図（建物又は構築物の設計図としては、位置図、平面図、正面図等とする。）	
	3 見積書（見積内訳書）の写	・各項目の単価がわかる詳細なもの ・施設整備に関するものは、必ず2者以上の見積が必要	
	4 団体の定款又は規約	・最新のもの	
	5 団体の組合員（会員）名簿	・氏名、住所の記載があるもの	
	6 工事着手前の写真	・工事を伴う物件の設置の場合	
	7 事業実施前年度の事業報告書・収支決算書及び事業実施年度の事業計画書・収支予算書		
対象物件により必要となる書類	8 許可書等の写	・補助金の交付の対象として申請する施設の設置が法令等により許可等を必要とする場合（道路占用許可書、建築確認通知書、建築許可書等）	
	9 土地及び建物の権利関係を証する書類	・建物や構築物に係る申請をする場合は、所有権、借地権又は賃借権を証する書類。 （所有権を証する書類は土地・建物登記簿謄本、借地権を証する書類は土地・建物登記簿謄本及び土地・建物賃貸借契約書の写、賃借権を証する書類は賃貸借契約書の写） ・上記以外の施設で、施設を設置する場所が民地の場合は当該施設の設置を承諾する旨の民地使用承諾書。	
	10 端末装置等設置場所一覧	・ポイントカード機器など、複数の箇所に端末等を設置する場合	
	11 施設運営計画書	・耐用年数、運営に要する維持費、修繕積立の必要性などを考慮し、商業流通課長が必要と認める場合（駐車場など）	